

一般財団法人前川報恩会 平成 27 年度福祉助成（団体）

募 集 要 項

1. 助成対象

障がい者の生活や就労支援の環境改善に資するもの

（心身に障がいのある方々を援護する施設を運営する非営利法人（営利企業、任意団体は含まない）が助成対象となります。）

2. 申請期間

平成 27 年 9 月 1 日～平成 27 年 9 月 30 日

3. 申請方法

インターネット回線を利用し、当財団ホームページの「助成事業登録フォーム」に必要事項を記入し送信する。

この際、助成事業ページから以下の必要書類を提出（アップロード）のこと。

- ①定款又は寄附行為
- ②役員名簿
- ③事業計画書 ※本年度
- ④収支予算書 ※本年度
- ⑤収支決算書 ※昨年度
- ⑥助成希望物品の型番・品名等のわかる物品明細（据付工事等を含む場合はこの見積書）

4. 助成金額

福祉助成（個人）と併せた助成総額：400 万円

（1 件あたりの目安は 20 万円～30 万円）

5. 助成期間

助成金交付日～平成 28 年 12 月末日

※ 上記の助成期間内に申請書記載の物品を購入してください

（助成金交付日前に購入したものに対する助成ではありません）。

6. 助成対象となる用途

備品・装置・設備の購入又は設置・補修等を対象といたします。

施設運営のための人件費その他の一般諸経費は原則として対象としません。

※上記以外の制限はございませんが、申請書に記載された通りの用途・出費しか認めておりません。

（やむを得ず申請書と異なる用途で助成金の出費を行う必要が生じた際には、購入前に必ず当財団までご連絡頂き、承認を得てください。）

7. 助成対象者の義務等

(1). 助成決定後、物品購入に際し申請金額と差額が生じる場合、購入前の当財団への連絡

(2). 当財団が指定する書式による用途の報告。

・用途報告書提出期間

平成 29 年 1 月 1 日～平成 29 年 1 月 31 日（助成期間終了後 1 ヶ月）

・ 使途報告書提出方法

「助成事業ページ」内の使途報告書の様式をダウンロードし、必要事項をご記入いただき、PDFへ変換の上、ご提出ください。

※領収書の添付を含む（料金振込をもって受領等の契約がある場合等に関しても、領収書の提出をお願い致します）。

(3). 当財団職員による訪問の受け入れ

（訪問時のレポート（写真を含む）は当財団のホームページで公開いたします。）

※助成金の使途や報告書の提出義務等に違反された場合には、助成金の返還を求めることがあります。

8. 選考手続

下記のスケジュールに則り、選考委員会にて助成対象として相応しいと判断した申請に対して助成を行います。なお、福祉助成（個人）との按分割合等についても、当委員会にて判断いたします。

募集：平成27年9月1日～9月30日

選考：平成27年10月上旬～11月下旬

承認：平成27年11月下旬～12月上旬開催の理事会

通知及び交付：理事会における承認後、速やかに行う。

9. その他

申請内容に変更があった場合は、助成事業ページから登録データを修正してください。

また、採否の理由についてのご照会には回答いたしかねますので、ご了承ください。

以上